



島根県報

令和元年6月25日(火)

号外第17号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規則】

| | | |
|-------------------------------------|---------|---|
| 建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則 | (建築住宅課) | 2 |
| 島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 | (") | 2 |

公布された条例等のあらまし**◇建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則（規則第16号）**

1 規則の概要

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第17号）

1 規則の概要

(1) 建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理

(2) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 25 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第16号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則

建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則（昭和26年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第4条中「第48条第16項」を「第48条第17項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 25 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第17号

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第1条中「建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令」を「建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令」に改める。

第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第11条第3項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第14条の2中第3項を削り、第4項を第3項とする。

様式第10号裏面を次のように改める。

(裏)

道路位置指定（変更・廃止）承諾書

住 所

氏 名 様

あなたが下記の土地について道路の位置の指定（変更・廃止）を申請されることについては、権利者として異議なく承諾します。また、当該道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理することについて、管理者として異議なく承諾します。

| 区分 | 地名・地番 | 権利の種類 | 承諾年月日 | 住 所 | 氏 名 | 印 |
|-------------|-------|-------|-------|-----|-----|---|
| 権 利 者 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 管 理 者 | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。